

(平成23年7月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の平成9年6月及び同年8月の国民年金の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年6月
② 平成9年8月

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間①及び②の付加保険料が未納となっていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間①及び②の付加保険料の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は、平成8年頃に付加年金の加入申込みを行い、12年3月まで付加保険料を納付していた。申立期間前後が定額保険料と一緒に付加保険料を納付していたのに、申立期間①及び②のみ付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②はいずれも1か月と短期間であり、申立人は、国民年金加入期間の国民年金定額保険料を全て納付している上、平成12年4月からは国民年金基金にも加入しているなど、申立人の納付意識は高かったものと認められる。

また、オンライン記録及び申立人が当時居住していたA市のB区役所作成の国民年金被保険者名簿（電算）により、申立人は、平成8年3月に付加保険料の納付申出を行っていることが確認でき、国民年金基金に加入した12年4月直前まで、申立期間を除き、付加保険料を全て納付していること、同区役所では、「当時は、定額保険料と付加保険料を合わせた納付書で、1年分を前納するための納付書1枚と1か月ごとの納付書12枚の合計13枚を毎年4月に送付していた。」としていること、オンライン記録により、申立期間の定額保険料は納付期限内に納付されていることが確認できることなどから、申立人が申立

期間①及び②の付加保険料を納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年6月から58年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年6月から58年10月まで

「ねんきん特別便」及び「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未納となっていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は、厚生年金保険の適用事業所を退職後、叔父から国民年金に加入するように言われ、A市役所において国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してきた。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和56年8月頃に払い出されたことが推認でき、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能である。

また、申立人が主張する保険料の納付場所は、当時のA市役所の状況と一致している上、納付したとする金額も当時の1回当たりの保険料額とおおむね一致していること、申立人は、厚生年金保険との切替手続を適切に行っており、申立期間を除き、保険料の未納期間は無いことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月、同年7月及び60年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月
② 昭和59年7月
③ 昭和60年4月

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が申請免除期間のままとなっていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

平成2年頃、申請免除期間に係る保険料納付の書類が届き、母から手続きするように言われたことから、妻にA市役所へ行ってもらい、窓口で言われるままに保険料を納付したはずである。

申立期間が申請免除期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収証書及び仮領収書（A市役所発行）、並びにオンライン記録から、申立人は、申請免除期間となっていた昭和55年4月から平成6年3月までの期間のうち、厚生年金保険加入期間、昭和55年4月から58年11月までの期間及び申立期間を除く期間の国民年金保険料を平成4年10月から7年8月までの間に追納していることが確認できる。

また、申立人の申請免除期間の保険料を追納したとする申立人の妻は、申立人と同様に申請免除期間となっていた昭和55年4月から平成5年3月までの期間のうち、厚生年金保険加入期間、昭和55年4月から57年4月までの期間を除く全ての期間の保険料を平成3年12月から5年9月までの間に過年度納付又は追納し、申立人及び自身のその後の国民年金加入期間の保険料をおおむ

ね納付していることがオンライン記録により確認できる。

さらに、申立期間①、②及び③は、いずれも1か月と短期間であり、前後の期間の保険料は追納済みであることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①について、A組合B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和40年4月1日であったと認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA組合B支店における資格喪失日に係る記録を昭和42年4月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立人の申立期間③について、A組合C支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和42年4月1日であったと認められることから、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月1日から同年4月2日まで
② 昭和42年3月31日から同年4月1日まで
③ 昭和42年4月1日から同年4月10日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A組合に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。改めて社会保険事務所（当時）に照会したところ、やはり申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

私は、昭和32年6月にA組合に入組後、同組合を退職する平成7年5月25日まで継続して勤務していたので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録では、申立人は、昭和 40 年 4 月 1 日に A 組合での厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年 4 月 2 日に同組合 B 支店で資格取得しており、申立期間①の被保険者記録が無い。

しかしながら、A 組合が保管する申立人に係る職歴カードにおいて、申立人は、昭和 40 年 4 月 1 日から同組合 B 支店に勤務していたことが確認できることから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年 4 月 1 日に訂正することが必要である。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録及び A 組合が保管する申立人に係る職歴カードから、申立人が申立期間②において同組合に継続して勤務し（昭和 42 年 4 月 1 日に同組合 B 支店から同組合 C 支店に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の A 組合 B 支店に係る昭和 42 年 2 月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、4 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したとしているが、事業主が資格喪失日を昭和 42 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間③について、オンライン記録では、申立人は、昭和 42 年 3 月 31 日に A 組合 B 支店での厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年 4 月 10 日に同組合 C 支店で資格取得しており、申立期間③の被保険者記録が無い。

しかしながら、A 組合が保管する申立人に係る職歴カードにおいて、申立人は、昭和 42 年 4 月 1 日から同組合 C 支店に勤務していたことが確認できることから、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年 4 月 1 日に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 1 日から同年 5 月 25 日まで
② 昭和 35 年 11 月 17 日から 36 年 3 月 11 日まで
③ 昭和 36 年 3 月 11 日から 37 年 10 月 26 日まで

『脱退手当金を受け取られたかどうか』のご確認について」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が脱退手当金支給済期間となることが分かった。

脱退手当金の制度も知らず、請求し受給した記憶は無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③において申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人に係る健康保険の整理番号の前後各 50 番までの女性脱退手当金受給資格者 28 人について調査したところ、支給記録がある被保険者は 3 人のみであることが確認できる上、申立期間③当時の同社の社会保険事務担当者は、「脱退手当金の制度を知らなかった。」と証言していることから、事業主による代理請求が行われたとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①と申立期間②の間にある被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、申立人が、同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されている 4 回の被保険者期間のうち、申立期間である 3 回の被保険者期間のみについて請求し、当該未請求となっている 1 年 4 か月の被保険者期間についての請求を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。改めて年金事務所に照会したところ、やはり申立期間は厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

昭和 44 年 10 月 1 日に A 事業所 B 支社に正式採用されることを条件に、同年 4 月 1 日から同支社 C 営業所に臨時雇用員として勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無いのは納得がいかないため、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び D 団体が保管する申立人に係る履歴カードから、申立人は、申立期間において A 事業所 B 支社 C 営業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、D 団体は、「A 事業所から賃金台帳、公租公課徴収票など一切の資料等が承継されていないため、厚生年金保険料の控除等の状況については不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、D 団体の担当者は、「臨時雇用員等社会保険事務処理規程に基づき、昭和 38 年 10 月 1 日からは臨時雇用員も厚生年金保険に加入させる取扱いとなったが、実際に加入させるかについては各事業所の裁量に委ねられていた。」と証言している。

さらに、オンライン記録から、申立期間中に A 事業所 B 支社において、厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる元従業員二人のうちの

一人は、「臨時雇用員として勤務していたE営業所及びF事務所では厚生年金保険に加入していたが、G営業所H部門では加入していなかった。厚生年金保険への加入の取扱いは各現業機関によって異なっていたようだ。」と証言している上、もう一人は、「臨時雇用員として勤務していたI営業所では厚生年金保険に加入していなかったが、J部門では加入していた。現業機関ごとに異なる取扱いだった。」と証言していることから、申立期間当時、A事業所B支社の各現業機関は、勤務する全ての臨時雇用員を厚生年金保険に必ずしも加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月 1 日から 57 年 7 月 28 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

その後、「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、やはり申立期間は厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

20 歳のときにA社の前身であるB事業所に入社し、28 歳頃までA社に勤務していたと記憶しているので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主は、「当時の資料が保管されていないことから、申立期間当時の勤務実態については確認できない。社会保険への加入は、私が社会保険事務所（当時）に手続に行った覚えがある。社会保険の新規適用時には勤務していた全ての従業員を加入させたはずなので、申立人が加入していないとすれば、申立期間において、当社に勤務していなかった可能性がある。」と証言している。

また、オンライン記録から、A社において申立期間中に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる元従業員 14 人に照会したところ、回答が得られた 5 人はいずれも、申立人の具体的な勤務期間を記憶していない上、このうちの 2 人はそれぞれ、「申立人は、昭和 54 年にはいたと思うが、55 年にはいなかった気がする。」、「申立人のことは知らない。」と証言していることから、申立人の申立期間における勤務実態を確認することができない。

さらに、上記事業主は、「当時の資料が保管されていないため、厚生年金保険料の控除等については不明である。」と回答していることから、申立人の申

立期間における厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

加えて、オンライン記録から、申立人は、申立期間中に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無い。

さらに、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 10 月 1 日から 47 年 7 月 1 日まで
② 昭和 47 年 10 月 1 日から 48 年 3 月 3 日まで
③ 平成 13 年 10 月 1 日から 14 年 7 月 1 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A事業所（現在は、B社）に勤務した期間のうちの申立期間①及び②、並びにC社に勤務した期間のうちの申立期間③の標準報酬月額がいずれも、実際の給与支給額よりも低額となっていることが判明した。

申立期間①及び②については、当時は会社の業績が良かったので、給与額が下がった記憶は無く、申立期間③については、標準報酬月額 47 万円相当の給与が支給されていたと記憶しているので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、B社は、「当時の資料を保管していないため、保険料等については不明である。」と回答している上、申立人は、申立期間①及び②の給与明細書等を所持していないことから、申立てに係る給与額及び保険料控除額について確認することができない。

また、オンライン記録から、A事業所において、申立期間①及び②当時、厚生年金保険に加入していたことが確認できる元従業員 14 人のうちの 1 人の標準報酬月額は、申立人と同様に昭和 46 年 10 月 1 日の定時決定において、従前の標準報酬月額よりも低額となっていることが確認できる上、3 人の標準報酬月額は、申立人と同様に 47 年 10 月 1 日の定時決定において、従前の

標準報酬月額よりも低額となっていることが確認できることから、申立人の標準報酬月額のみが他の従業員の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

さらに、定時決定により標準報酬月額が従前よりも低額となった上記4人のうち、回答を得られた2人は、「厚生年金保険の加入記録に誤りは無かった。」と回答している。

加えて、申立人のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間①及び②における標準報酬月額に遡及訂正等の不自然な処理は見当たらない。

- 2 申立人は、申立期間③の標準報酬月額の相違について申し立てているが、C社は、「申立人に対しては、平成13年6月まで車両手当として5万円を支給していたが、同年7月以降、会社所有の自動車を申立人に提供するようになったことから、同手当を支給しなくなった。それにより、申立人の標準報酬月額を改定(随時改定)する条件に該当したことから、社会保険事務所(当時)に届出を行い、4か月目の同年10月から標準報酬月額41万円に見合う厚生年金保険料を給与から控除していた。」と回答しているところ、同社が保管する申立人に係る賃金台帳から、同年7月以降、車両手当(5万円)が支給されておらず、同年10月以降、標準報酬月額41万円に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、上記賃金台帳から、申立人の平成13年7月以降の給与額は40万6,000円であることが確認でき、当該給与額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における申立期間③の標準報酬月額と一致している。

さらに、申立人は、申立期間③当時の給与明細書等を所持していないことから、申立人の申立てどおりの給与額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

- 3 上記のほか、申立人のいずれの申立期間についても、申立てどおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 11 月 5 日から 38 年 10 月 1 日まで
② 昭和 38 年 11 月 7 日から 40 年 11 月 10 日まで

年金裁定請求の際、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間が脱退手当金支給済期間となっていることが分かった。

その後、「『脱退手当金を受け取られたかどうか』のご確認について」が送付されたので記録を確認したところ、やはり申立期間は脱退手当金支給済期間となっていた。

脱退手当金の制度も知らず、受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 41 年 4 月 8 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人には、A社を退職し、昭和 41 年 6 月に婚姻するまでの間に、国民年金の強制加入適用期間があったが、申立人は当時加入していない上、婚姻後の 44 年 2 月に国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付したのは夫であるとしていることから、年金に対する意識が高かったとは言い難い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 26 日から 39 年 7 月 24 日まで
② 昭和 39 年 10 月 9 日から 45 年 3 月 29 日まで

『脱退手当金を受け取られたかどうか』のご確認について」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が脱退手当金支給済期間となっていることが分かった。

脱退手当金の制度も知らず、受給した記憶は無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月半後の昭和 45 年 6 月 17 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A社B出張所（昭和 44 年 1 月 12 日、A社B支店に名称変更）に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人に係る健康保険の整理番号の前後各 50 番以内の女性被保険者のうち、脱退手当金受給資格者 62 人を調査したところ、支給記録がある被保険者は 36 人であることが確認でき、このうちの 29 人が資格喪失日から 6 か月以内に支給決定されたことが確認できる上、支給記録があり、照会することができた 11 人のうちの 5 人は、「会社が脱退手当金を請求した。」と回答していることから、申立人についても、事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。